

## 定期監査

監査対象 31所属及び2財産区

監査期間 令和4年9月5日～令和5年3月30日

定期監査では、市の事務事業の執行について、正確性、合規性の観点に加え、事務事業が無駄なく行われているかについて、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、現地調査、関係職員からの説明聴取の方法により監査を実施しました。また、監査結果のフォローアップ（過年度の定期監査における指摘事項の措置状況の確認）を実施しました。その結果、16件の指摘と60件の指導を行いました。主な指摘事項の内容は、下記のとおりです（詳細な指摘、措置の内容については、静岡市のホームページを御覧ください）。また、14件の意見を付しました。

### ★主な指摘事項

#### ・清水南部浄化センター外5施設沈砂・しよ運搬処分業務に係る事務の不備について【下水道施設課】・合規性の観点

清水南部浄化センター外5施設沈砂・しよ運搬処分業務について監査を行ったところ、3点の不備がありました。

市水道事業及び下水道事業の契約に関する規程第4条の規定によれば、公営企業の業務に係る契約に関しては、同規程及び別に定めるもののほか、市長の事務部局の契約の例によるものとされており、また、市契約規則第29条第1項の規定によれば、随意契約によろうとするときは見積書を徴するものとされています。当該業務は、収集運搬業務と処分業務の2つの業務を委託することになりますので、業務ごとに選定した見積参加者から見積書を徴することになります。

しかし、所管所属は、処分業務を唯一実施できる者として選定された事業者のみに見積執行通知を送付し、当該事業者から2つの業務の見積書を徴していました。そのため、収集運搬業務については、見積参加者を選定しておらず、契約の相手方となるべき者が見積執行に参加していないため、規則に定める随意契約に必要な見積書の徴取が行われていませんでした。

当該業務については、このほかにも事業決裁において何う内容が不明確であったという不備及び収集運搬業務の委託業者選定が未実施であったという不備があったため、合計3点の指摘事項がありました。

## ●主な意見

### ・高齢者実態調査の対象者見直しについて【高齢者福祉課】

高齢者実態調査は、令和2年度に調査対象年齢を75歳以上に引き上げたことにより、対象者数が約10万人から約5万人に減少し、調査を行う民生委員の負担が大幅に軽減されたとのことでした。

民生委員の負担軽減は重要な課題であると認識していますが、対象者数が約10万人から約5万人に減少したということは、約5万人が調査対象から外れたことになるため、これまでの調査では把握されていた65歳～74歳で援護を必要とする方が漏れなく把握されることを期待します。

## 《監査結果フォローアップ報告》

過去の定期監査で指摘した17件の業務について改善状況を点検した結果、全ての業務について改善されていることが確認できました。

## 《提言》

監査の結果に添えて提出する意見として、次のように提言を述べました。

### 【テーマ：例規等と事務の実態との整合性について】

今回の監査においては、内部統制を有効に運用するために職員が遵守すべき例規等と事務の実態との整合性について疑義が生じる事例が見受けられました。

これらについては、特定の事務処理について規則やシステムでは想定されていなかったことや、時代の変化に規則が追いついていなかったことによって生じたものと思われることから、今後例規等と事務の実態との整合性が図られることを期待するところです。

また、例規、マニュアル等、実務の実態との間で整合性が保たれているか、所管する所属が随時点検し、不整合が生じている場合には必要な改正が行われることが望まれます。

なお、市民や利用者の目線に合わせて事務の実態を変更することは必要なことであり、今後DXの進展による事務手続の変更や新たな決済手段の導入等も見込まれますが、その際には事務の実態が例規やマニュアル等と整合性が保たれているかを確認する必要があります。

さらに、独立機関等の市長部局以外の組織において、市長部局の規程を準用したり、市長部局の例によると規定されている場合がありますが、これらについても正しく準用されているかを改めて確認する必要があります。